

担い手支援農地保有合理化事業（新規）

【平成19年度概算決定額：9,700,000（0）千円】

対策のポイント

農地保有合理化法人の仲介機能を最大限に活かした農地保有合理化事業が積極的に取り組めるよう支援することにより、担い手への農地の面的集積を効果的に進めます。

（農地保有合理化事業とは）

- ・ 農地保有合理化事業は、公的機関である農地保有合理化法人が、規模縮小農家等から農地を買い入れ（借り入れ）、担い手に農地を売り渡す（貸し付ける）ことにより円滑な経営規模の拡大を支援する事業で、担い手への農地集積を進める上で重要な政策手段となっています。

（農地保有合理化事業の現状）

- ・ 農地保有合理化事業による利用集積面積は、認定農業者に集積した面積の約3分の1を占め、売買により0.7万 ha、貸借により1.1万 ha、計1.8万 ha（平成16年度）となっています。

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上
約4割（平成17年） 7～8割程度（平成27年：農業構造の展望）

< 内容 >

全国農地保有合理化協会が、農地の仲介機能を最大限に活かすことができるよう農地保有合理化法人に、以下の資金について、担い手への農地の面的集積を要件として無利子貸付けを実施できるよう支援します。

（1）小作料一括前払い

農地の利用集積を促進するため、農地の借入れ及び貸付けに伴う小作料相当額の一括前払い

（2）農作業受託料一括前払い

担い手の実質的な規模拡大や資本装備の増強を図るため、農作業に対する受託料相当額の一括前払い

（3）農業生産法人に対する出資

農業生産法人の経営基盤を強化するため、農業生産法人に対する現物出資のための農地の買入れ及び農地の仲介と併せた金銭出資

（4）農地の一時貸付後の売渡し

担い手への利用集積を促進するため、規模縮小農家等から農地の買入れ、一時貸付け（10年以内）後の売渡し

（5）簡易な土地基盤整備、機械・施設の導入

（1）から（4）と併せて、利用集積する農地の簡易な土地基盤整備や経営発展に必要な農業用機械・施設の導入

【補助率：定 額】

【事業実施主体：農地保有合理化法人、（社）全国農地保有合理化協会】

【事業実施期間：平成19年度～平成23年度】

[担当課：経営局構造改善課（03 - 3591 - 1389（直））]